

公 告

リレーセンター広陵跡地利活用基本方針策定支援業務委託公募型プロポーザルを実施しますので、次のとおり公告します。

令和 7年 3月31日

広陵町長 山 村 吉 由



1. 業務の名称

リレーセンター広陵跡地利活用基本方針策定支援業務委託

2. 募集の方法

公募型プロポーザル

3. 業務の概要

(1) 業務の目的

町はリレーセンター広陵(旧クリーンセンター広陵)の跡地利活用について、広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設活用等に関する協定書第6条第2項の規定に基づき、ごみ処理町民会議からの提言書受理から3年を経過する日の令和9年3月20日までに決定しなければなりません。本業務委託は、こうした背景等を踏まえて、リレーセンター広陵の跡地利活用に関する町としての基本方針を定めることを目的とします。

(2) 業務の内容

業務内容については、別紙「リレーセンター広陵跡地利活用基本方針策定支援業務委託仕様書」のとおりです。

4. 履行期限

令和 9年 2月26日(金)

5. 業務限度額

5,000千円(令和7年度) 5,700千円(令和8年度)(消費税及び地方消費税を含む。)

6. 参加資格

本プロポーザルに参加できる事業者(単独の事業者又は複数の事業者で構成される事業者グループ)は、実施要領等の公表・配布開始の日において次の欠格事項の何れにも該当しない法人等に限ります。事業者グループの場合は、グループ内の全ての事業者が次の欠格事項のいずれにも該当しないこと。

(1) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続きをしている法人等

- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により再生手続きをしている法人等
- (3) 法人税、法人住民税及び法人事業税、消費税及び地方消費税、所得税並びに広陵町に事業所を有する場合には、当該事業所の用に供している資産に係る固定資産税を滞納している法人等、正当な理由なくこれらの税に係る申告を行っていない法人等又は正当な理由なく個人住民税の特別徴収を行っていない法人等
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定(一般競争入札の参加資格がない者)に該当する法人等。
- (5) 次に掲げる法人等
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)
 - イ 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人等
 - ウ 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を役員に含む法人等
 - エ 本実施要領等の公表・配布開始日において、広陵町の指名停止措置を受けている法人等
 - オ 本実施要領等の公表・配布開始日において、広陵町の指名停止措置と同等の措置を国や他の地方公共団体から受けている法人等

7. その他

その他本業務については、別紙「リレーセンター広陵跡地利活用基本方針策定支援業務委託仕様書」及び「リレーセンター広陵跡地利活用基本方針策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領」を参照してください。